

4. 基本的役割

<議会>

(1) 議会は、市内で大規模な災害等が発生した場合でも、議会の機能を停止することなく、適正かつ公正に議会を運営する必要がある。議会BCPが対象とする災害等が発生、又は災害等の発生が予測され、議長が必要と認めるとき、所沢市議会災害対策会議（以下「災害対策会議」という）を設置し、市民の安全確保と災害復旧に向けた体制を整える。また、市が迅速かつ適切な災害対応に専念できるよう配慮するとともに、必要に応じて審議・調査等が行えるよう体制を整備する。

(2) 復旧・復興が迅速に進むよう、必要な条例や予算等を速やかに審議する。

(3) 感染症対策は、感染拡大の段階に応じて異なる対応が必要となることから、事前に準備を進め、迅速に意思決定を行うことができるよう、各段階において想定される状況に応じた行動（P14・P15参照）を定める。

<議長>

- (1) 議長は、議会BCPが対象とする災害等が発生したとき、又は災害等の発生が予測され、必要と認めるときは災害対策会議を設置し、災害対応に係る業務を統括する。
- (2) 災害対策会議の設置を決定したときは、その旨を全議員に連絡するとともに、災害対策会議の委員を招集する。
- (3) 議会BCPに係る意思決定について、議長等に事故あるときは、以下のとおりの順位で指揮する。

順位	議長の職務代理者
第1位	副議長
第2位	議会運営委員長
第3位	総務経済常任委員長

- (4) 議長は、市災害対策本部及び議員との情報共有に努めるとともに、連絡・連携を図る。

<議員>

- (1) 議員は、議会が議決機関としての機能を維持するために、その構成員としての役割を担っている。また、災害等発生時には地域の一員として対応を行いながら、地域の被災状況や要望等の情報把握及び市民への正確な情報提供に努めなければならない。
- (2) 議員は、災害等が発生したとき、自らの安否、居所、被害状況等を災害対策会議に報告し、連絡体制を確立する。
- (3) 議員は、議会の公務に支障のない範囲で地域の災害救援活動及び災害復旧活動等に協力・支援を行う。また、感染症については、マスクの着用・手洗い・咳エチケット・うがい等により自身の感染予防を優先しつつ、感染拡大による市民生活への影響等を調査するよう努める。
- (4) 議員は、市対策本部が応急活動等を迅速に実行できるよう、地域の被災状況や市民の要望等の情報を各会派の代表者に集約し、災害対策会議に提供する。ただし、市の災害対応等に支障を来さないよう留意しながら、特に緊急を要する場合は、議員個人から市対策本部へ直接、情報伝達することができる。
- (5) 議員は、災害対策会議を通じて把握した災害や災害対応状況等の情報を個人情報等を十分に配慮した上で市民に提供する。
- (6) 議員の消防団等における活動については、災害時における議員の役割や活動と競合することも想定されるが、原則として議会BCPに定める議員の役割や活動を優先するものとする。

<議会事務局>

(1) 議会BCPの対象とする災害等が発生し、又は発生が見込まれる場合、議会事務局の職員は、以下の通り必要な初動対応にあたる。

- ①正副議長の安否確認
- ②議員の安否確認
- ③災害対策会議の設置及び運営事務
- ④市対策本部との連絡体制の確保
- ⑤災害関係情報等の収集・整理
- ⑥本庁舎低層棟3、4階の議会棟の被災状況によっては、別の会議場所を確保する。

(2) 災害対策会議に関する庶務は、議会事務局が処理する。